

特別養護老人ホーム万葉の里 利用料金表

介護保険の給付の対象となるサービス

(1) サービス利用料金

指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された利用者負担割合の額となります。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

（介護度別 1日のサービス基本料）

介護度	介護度別 利用料	サービス提供 体制強化加算	看護体制 加算	夜勤職員 配置加算	合計 (単位数)	合計金額 (単位数× 10.14円)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)				
要介護1	589	+	18	+	12	+	13	=	632	6,408円	641円	1,282円	1,923円
要介護2	659	+	18	+	12	+	13	=	702	7,118円	712円	1,424円	2,136円
要介護3	732	+	18	+	12	+	13	=	775	7,858円	786円	1,572円	2,358円
要介護4	802	+	18	+	12	+	13	=	845	8,568円	857円	1,714円	2,571円
要介護5	871	+	18	+	12	+	13	=	914	9,267円	927円	1,854円	2,781円

（各加算の説明）

加算項目	内 容
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の有資格者の占める割合が 60%以上の 場合に算定されます。
看護体制加算（Ⅰ）ロ	常勤看護師を 1 名以上配置している場合に算定されます。
看護体制加算（Ⅱ）ロ	看護職員の数が常勤換算方法で入所者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 以上かつ、基準に定める看護職員の数に 1 を加えた数以上配置し、協力病院と の 24 時間連携体制を確保している場合に算定されます。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている 場合に算定されます。

◇次に該当する時は、1 日につき所定の料金をご負担頂きます。

①看取り介護体制が整い、お亡くなりになられた場合

看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前 31 日以上、45 日以下 [1 日につき 730 円]
(自己負担は 1 割 73 円、2 割 146 円、3 割 219 円)

看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前 4 日以上、30 日以下 [1 日につき 1,460 円]
(自己負担は 1 割 146 円、2 割 292 円、3 割 438 円)

看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前 2 日または 3 日 [1 日につき 6,895 円]
(自己負担は 1 割 690 円、2 割 1,379 円、3 割 2,069 円)

看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日 [1 日につき 12,979 円]
(自己負担は 1 割 1,298 円、2 割 2,596 円、3 割 3,894 円)

②個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合

個別機能訓練加算（Ⅰ） 121 円（自己負担は 1 割 13 円、2 割 25 円、3 割 37 円）

③入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合

栄養マネジメント強化加算 111 円（自己負担は 1 割 12 円、2 割 23 円、3 割 34 円）

④入所時及び退院時（1 ヶ月以上の入院）の初月 30 日間

初期加算 304 円（自己負担は 1 割 31 円、2 割 61 円、3 割 92 円）

⑤安全管理部門を設置し安全対策を実施する体制が整備されている場合で、入所初日のみ

安全対策体制加算 202 円（自己負担は 1 割 21 円、2 割 41 円、3 割 61 円）

◇次に該当する時は、1 月につき所定の料金をご負担頂きます。

①上記個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、その情報を厚生労働省に提出し活用した場合

個別機能訓練加算（Ⅱ） 202 円（自己負担は 1 割 21 円、2 割 41 円、3 割 61 円）

②入所者ごとの心身等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出し活用した場合

科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 507 円（自己負担は 1 割 51 円、2 割 102 円、3 割 153 円）

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に 1 日から月末の利用回数（日数）で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

（令和 6 年 4 月より竜王町は 1 単位 10. 1 4 円となっております）

(2) 入院または外泊時の利用料

入所者が、入院または外泊をされた場合（在籍保証として）、1 月に 6 日を限度として、下記の利用料金をお支払い頂きます。（入院または外泊の初日、最終日は含まれません）

サービス利用料金	2,494 円
自己負担額（1 割）	250 円
（2 割）	499 円
（3 割）	749 円

(3) 介護職員等処遇改善加算

介護職員またはその他の職員の賃金改善等を実施している場合に、上記サービス基本料(1)に各加算(入所者によって異なります)及び(2)を足した 1 カ月分の自己負担額合計の 13.6%が算定されます。

(4) 居住費及び食費 1 日の自己負担額

段階	居住費		食費
	個室	多床室	
第1段階	380円	0円	300円
第2段階	480円	430円	390円
第3段階 ①	880円	430円	650円
第3段階 ②	880円	430円	1,360円
第4段階	1,231円	915円	1,600円

☆入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、一旦サービス料金の全額をお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入所者が保険給付申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

(5) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

電気器具使用料 (1月未満は日割り)	テレビ、冷蔵庫、カーペット、電気毛布 電子レンジ	1月当たり1,000円
	その他の電気器具	1月当たり 500円
理美容料		実費
インフルエンザ 予防接種料	原則として集団生活のため、シーズン毎に当施設において接種します。	実費 ※住所地により助成額が決まっています
複写物の交付	サービス提供についての記録を閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚 10円
写真代	入所者の希望により、入所者の写真を購入して頂けます。	1枚 25円
貴重品の管理	入所者の希望により、貴重品を管理します。 お預かりするものは、預貯金通帳、印鑑、有価証券、年金証書、その他施設長が適当と認めたものです。	無料
レクリエーション 等教養娯楽費	入所者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。 それに伴う、参加費、材料費、入場料等についてはご負担頂きます。	材料代等の実費
日常生活上必要な 諸費用	日常生活品の購入代金等入所者の日常生活に要する費用で入所者に負担頂くことが適当であるものの費用。 ※おむつ代は介護保険の給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。また、洗濯も当施設で行います。	実費
通常の食事以外の 食品	・パン食（パンのみ） ・ 〃 （パン＋牛乳） ・栄養補助食品	1食 110円 1食 210円 1食 275円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。